

創業支援補助金 よくあるご質問

Q1	どのような人が対象になりますか。									
A1	<p>秋田市内で創業しようとする秋田市民で、応募時点で法人の設立や開業の届出を行っていない方が対象です。各枠の対象は以下のとおりですが、共通要件もありますので詳しくは申請要領をご参照ください。</p> <p>【一般枠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人を設立する方 <p>※事業拡大を伴う場合で応募日が創業日(個人事業開始日)から起算して5年未満の場合は個人事業主の法人成りも対象</p> <p>【Aターン枠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県外から36か月以内に秋田市に転入した方 ・県外から補助事業終了時まで秋田市に転入予定の方 <p>【若者枠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・35歳未満の方 <p>【学生枠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秋田市内の大学、短大、高専、専門学校、高校等に在学中の方 									
Q2	起業の準備段階で参加できるセミナーはありますか。									
A2	秋田市主催のセミナーや秋田商工会議所の「あきた起業塾」などがあります。詳しくはお問い合わせください。									
Q3	創業計画書の書き方を相談することは可能ですか。									
A3	秋田市創業支援拠点施設「チャレンジオフィスあきた(秋田市中通二丁目2番32号山ニビル7階)」で、専門職員が相談を受け付けております。相談予約は018-827-5868までお電話ください。									
Q4	各枠の併用はできますか。									
A4	各枠を併用しての応募はできません。									
Q5	友人から出資してもらい法人を設立する場合は応募可能ですか。									
A5	<p>応募者の出資割合が50%超の場合は応募可能です。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>例</th> <th>応募者の出資割合</th> <th>友人の出資割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応募可能なケース</td> <td>51%</td> <td>49%</td> </tr> <tr> <td>応募不可なケース</td> <td>50%</td> <td>50%</td> </tr> </tbody> </table>	例	応募者の出資割合	友人の出資割合	応募可能なケース	51%	49%	応募不可なケース	50%	50%
例	応募者の出資割合	友人の出資割合								
応募可能なケース	51%	49%								
応募不可なケース	50%	50%								
Q6	補助金の対象外となる業種はありますか。									
A6	農林漁業や医療業(病院等)、金融保険業、風俗営業は対象外です。詳しくは申請要領をご参照ください。									
Q7	事業への着手(法人の設立や物品の購入等)はいつから可能ですか。									
A7	<p>採択後、交付申請および交付決定を経て可能となります(目安としては応募の翌月～翌々月)。</p> <p>交付決定前に着手の必要がある場合は、「補助金交付決定前着手届」の提出が必要となりますので、あらかじめご相談ください。</p>									
Q8	応募前に購入したものは補助金の対象となりますか。									
A8	対象となりません。対象となる経費は、交付決定後に発注、契約、納品、支払したものに限られます。									

Q9	中古品の購入は、補助金の対象となりますか。
A9	古物商の許可を得ている業者からの購入であれば対象となります。ただし、次の要件のいずれも満たす必要があります。 ・型式や年式が同じ新品のものより、金額が低いこと。 ・個人からの購入やオークションまたはフリマサイトでの購入ではないこと。
Q10	補助金の対象外となる経費はどのようなものですか。
A10	補助対象外経費の例として次のものがあげられます。補助対象経費に該当するかどうかについては、あらかじめご相談ください。なお、採択となる場合でも、審査で一部の経費が対象外となる場合がございます。 【補助対象外経費の例】 ・申請者本人の名義で購入・支払いしていないもの ・事業用か私用か判別が難しいもの(スマートフォン、表計算ソフト等の汎用性の高いものや店舗兼住宅にかかる事業拠点費など) ・事務所や店舗を賃貸する際に発生する敷金、賃料の1か月分を超える前家賃 ・名刺・カード類等の消耗品 ・協会等への入会金や保証金、資格取得にかかる経費 ・登録免許税、印紙税
Q11	応募時に提出した見積書の物品等と違うものを購入することは可能ですか。
A11	原則、応募時に提出いただいた見積書のものを購入してください。 なお、購入予定の物品等が在庫切れ等により購入が不可能となった場合は、別途変更申請により代替品の購入が可能となる場合がありますので、購入前にご相談ください。
Q12	対象経費の支払い方法に指定はありますか。
A12	事業期間内に申請者本人が支払いを行ったことが確認できるものが補助対象となります。 対象となる支払方法と注意点は次のとおりです(他の支払方法を利用する必要がある場合は物品等の購入前に必ずご相談ください)。 ・代表者(会社)名義の銀行口座からの振込(振込明細書が必要) ・代表者(会社)名義のカードでの支払および代表者(会社)名義の口座からの引き落とし(クレジットカードの利用明細書および利用代金が引き落とされた通帳が必要) ・現金支払 なお、実績報告期限までに提出が不可能なものは対象経費に含みません。
Q13	電子マネーやポイントを利用しての購入は可能ですか。
A13	電子マネー、小切手および手形による支払は不可。 また、ポイントやクーポンで支払った部分は対象経費に含みません。 例 1万円のうち2千円をポイントで支払った場合、対象経費は8千円。
Q14	事業実施予定地を変更することは可能ですか。
A14	原則、不可とします。 やむを得ない理由で変更となる場合、再度書類審査を行いますので速やかに報告してください。
Q15	融資での資金調達を検討していますが優遇措置はありますか。
A15	利子補給の対象となる場合がありますので、制度融資取扱金融機関へご相談ください。
Q16	中心市街地等空き店舗対策事業と併用することは可能ですか。
A16	補助対象経費が異なる場合は併用することができます。 例 創業支援補助金で「機械器具費」と「広告宣伝費」を利用した場合 →中心市街等空き店舗対策事業では、宣伝広告費は対象外